第71期

定時株主総会
招集ご通知

文化シヤッター

日時　平成29年6月27日（火曜日）
午前10時

場所　東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社　2階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

証券コード：5930



株主の皆様には、ますますのご清栄のこととお慶び申しあげます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループ第71期事業年度（2016年４月１日から2017年３月31日まで）の事業の概況のご報告に当たり、ご挨拶申しあげます。

2016年度よりスタートさせました中期経営計画「進化する快適環境ソリューショングループ」の２年目に当たる2017年度は、「成長戦略の構築」を基本方針に、当社グループ社員一人ひとりがPDCAを回すことで生産性向上を図り、いかなる市場環境においても成長発展し続ける強い企業力を築き上げ、お客様と社会から必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2017年6月

代表取締役社長

潮崎敏秀

目　次

第71期定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類 5

事業報告 49

連結計算書類 68

計算書類 70

監査報告 72

株主メモおよびトピックス 76

社　是

誠実　誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力　努力とは想像する行為の持続力である。

奉仕　奉仕は自発的な行為、行動でお客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

CSR憲章

１．成長と共に

２．社会と共に

３．地球と共に

４．働く仲間と共に

証券コード　5930
平成29年６月５日

株　主　各　位

東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長　茂　木　哲　哉

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月27日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社　本社　２階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第71期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第71期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.bunka-s.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.bunka-s.co.jp/）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　http://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成29年６月26日（月曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネット等により議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) 画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
ア．ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
イ．ＰＤＦファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、 Ver.6.0 以降の Adobe® Reader®
※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、 Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe System Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配付されています。
(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で、“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシーサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
【電話】0120（652）031　（受付時間　９：00～21：00）
(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
【電話】0120（782）031　（受付時間　９：00～17：00　土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、強固な経営基盤のもとに事業の発展を図り、利益の確保により株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　4,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は717,178,100円となります。

（2016年12月２日に中間配当金として１株につき10円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は１株につき20円となります。）

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2017年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

⑴ 今後の事業領域の拡大に備えるため、当社現行定款第２条において、事業目的の追加を行うものであります。

⑵ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関形態の選択肢として導入された監査等委員会設置会社制度につきまして、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点において現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行したく、当社現行定款において監査等委員会設置会社への移行に関連する条文の新設および加除訂正等ならびに変更に伴う語句の修正や条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（条文省略） （目的）	第１条　（現行どおり） （目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～12　（条文省略） 13. 総合リースおよび仲介業 14～24　（条文省略）	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～12　（現行どおり） 13. 総合リース、レンタルおよび仲介業 14～24　（現行どおり）
第３条　（条文省略） （機関）	第３条　（現行どおり） （機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほかに、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第５条～第21条　（条文省略） （員数）	第５条～第21条　（現行どおり） （員数）
第22条　当会社の取締役は11名以内とする。	第22条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名以内とする。 当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任）	（選任）
第23条　取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	第23条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任期） 第24条　取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。	（任期） 第24条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。
（取締役会の決議方法） 第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議方法） 第26条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（役付取締役および代表取締役） 第28条　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によってこれを選定する。	（役付取締役および代表取締役） 第28条　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長および取締役相談役を各若干名定めることができる。 当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
（取締役の責任免除） 第30条　当会社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第31条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員および監査等委員会
（員数） 第31条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削除）
（選任） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第33条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠によって選任された監査役の任期は退任者の残任期間と同一とする。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第34条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 監査等委員全員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。
（監査役会の決議方法） 第35条　監査役会の決議は、法令に別段定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会規定） 第36条　法令または本定款のほか、監査役会の運営については、監査役会の定める監査役会規定による。	（監査等委員会規定） 第34条　法令または本定款のほか、監査等委員会の運営については、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。
（常勤監査役） 第37条　監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。	（常勤監査等委員） 第35条　監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、社外監査役との間で、当該詐害監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。	（削除）
第40条～第42条　（条文省略）	第36条～第38条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会によって定めることができる。
第43条～第45条　（条文省略）	第40条～第42条　（現行どおり）
（新設）	付則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第71期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 当会社は、第71期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（11名）は定款変更の効力が発生した時に任期満了により退任となります。つきましては、第２号議案の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	茂木哲哉（もぎてつや） （昭和17年12月22日）	昭和42年３月　当社入社 昭和50年10月　当社姫路工場長 昭和54年10月　当社東京工場長 昭和58年10月　北海道文化シヤッター株式会社 代表取締役社長 平成３年６月　当社取締役北海道事業部長 平成５年４月　当社取締役住建本部長 平成７年４月　当社常務取締役製造本部長 平成11年４月　当社専務取締役営業担当 平成17年４月　当社代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長執行役員 平成21年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 平成28年４月　当社代表取締役会長 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 茂木哲哉氏は、昭和42年の入社以来、製造部門や営業部門、グループ会社の経営等において幅広い業務経験を有しております。平成17年の当社代表取締役社長就任以後は、10年間の長期経営計画の実行において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大に貢献しており、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	162,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	潮崎 敏彦（しおざき としひこ） （昭和22年12月13日）	昭和45年３月　当社入社 昭和59年４月　当社福岡工場長 昭和62年４月　当社福岡支店長 平成２年４月　当社千葉支店長 平成５年４月　当社システム部長 平成10年10月　当社人事部長 平成18年４月　当社執行役員人事部長 平成19年４月　当社執行役員業務担当 平成19年６月　当社取締役上席執行役員業務担当 平成21年４月　当社取締役上席執行役員企画管理本部長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員業務担当 平成24年６月　当社取締役専務執行役員業務担当 平成28年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 潮崎敏彦氏は、昭和45年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、あらゆる業務における幅広い経験を有しております。平成19年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し当社グループの業容拡大に貢献しております。また平成28年の代表取締役就任後は新たに策定した中期経営計画の実行を牽引するなど、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	74,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	藤山（ふじやま） 暁（さとる） （昭和30年８月18日）	昭和53年４月　当社入社 平成14年４月　当社群馬支店長 平成15年４月　当社埼玉支店長 平成19年４月　当社東京支店長 平成21年４月　当社関西支社長 平成21年６月　当社取締役上席執行役員関西支社長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員営業担当 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 藤山暁氏は、昭和53年の入社以来、主に営業部門における幅広い経験や専門的知見を有しております。平成21年の当社取締役就任以後は、営業部門の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献しており、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	16,400株
4	矢吹（やぶき） 義夫（よしお） （昭和26年11月22日）	昭和49年４月　当社入社 平成８年４月　当社住建特需部技術室長 平成12年４月　当社新事業開発部試験センター所長 平成14年４月　当社商品開発部開発技術室長 平成18年４月　当社商品開発部長 平成20年４月　当社執行役員品質保証部長 平成23年４月　当社執行役員製造担当 平成23年６月　当社取締役上席執行役員製造担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員製造担当 平成27年４月　当社取締役常務執行役員製造、設計、工務担当 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 矢吹義夫氏は、昭和49年の入社以来、主に技術部門および製造部門における幅広い経験や専門的知見を有しております。平成23年の当社取締役就任以後は、製造部門および設計、工務部門の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献しており、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	41,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	岩部金吾（いわべきんご） （昭和７年２月26日）	昭和34年11月　当社入社 昭和39年５月　当社取締役 昭和44年１月　当社常務取締役 昭和47年３月　当社専務取締役 昭和59年７月　当社取締役辞任 昭和63年５月　当社顧問 昭和63年６月　当社専務取締役 平成元年６月　当社代表取締役社長 平成７年５月　当社取締役相談役 平成９年６月　当社代表取締役会長 平成28年４月　当社取締役相談役 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 岩部金吾氏は、昭和34年の入社以来、当社グループにおけるあらゆる業務に精通し、幅広い業務経験と専門的知見を有しております。昭和39年の当社取締役就任以後、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、常に優れた先見性と強力なリーダーシップによって当社グループの牽引役として業容の拡大に貢献しており、取締役の職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	480,800株

候補者 番　号	氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　数
6	嶋（しま）　村（むら）　悦（よし）　典（のり） （昭和30年３月１日）	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　当社住建支社技術室長 平成20年４月　当社商品開発部長 平成22年４月　当社執行役員商品開発部長 平成23年４月　当社執行役員商品開発担当兼商品開発部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員商品開発担当兼商品開発部長 平成25年４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当兼商品開発部長 平成26年４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 嶋村悦典氏は、昭和53年の入社以来、主に技術部門における幅広い経験や専門的知見を有しております。平成23年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	31,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	小倉 博之（おぐら ひろゆき） （昭和30年３月24日）	昭和55年７月　当社入社 平成14年４月　当社南九州支店長 平成17年３月　当社九州特販支店長 平成20年４月　当社中四国支社長 平成22年４月　当社執行役員九州支社長 平成23年４月　当社執行役員西日本事業本部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長 平成28年４月　当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 小倉博之氏は、昭和55年の入社以来、主に営業部門における幅広い経験や専門的知見を有しております。平成23年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者ならびに大手ゼネコン担当部門の責任者として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	19,300株
8	大島 亨（おおしま とおる） （昭和32年12月22日）	昭和55年４月　北海道文化シヤッター株式会社入社 平成16年４月　当社北海道支社市場開拓部長 平成17年４月　当社北海道特販支店長 平成19年４月　当社埼玉支店長 平成23年４月　当社首都圏支店長 平成25年４月　当社執行役員首都圏支店長 平成27年４月　当社執行役員住宅建材事業本部長 平成27年６月　当社取締役上席執行役員住宅建材事業本部長 平成29年４月　当社取締役上席執行役員東日本事業本部長 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 大島亨氏は、昭和55年の入社以来、主に営業部門における幅広い経験や専門的知見を有しております。平成27年の当社取締役就任以後は、主に住宅建材および東日本エリアの営業部門責任者として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。 このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。	5,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※9	ふじ　た　よし　のり 藤田義徳 （昭和30年10月５日）	昭和58年４月　当社入社 平成15年４月　当社福岡支店長 平成19年４月　当社広島支店長 平成22年４月　ドア・パーティション事業部三部長 平成23年４月　当社九州支店長 平成26年４月　当社執行役員九州支店長 平成27年４月　当社執行役員九州支店長兼中四国支店長 平成28年４月　当社常務執行役員西日本事業本部長 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 藤田義徳氏は、昭和58年の入社以来、主に営業部門において、西日本の営業部門やドア、パーティションの営業部門など、幅広い業務経験や専門的知見を有しております。平成28年以後は、主に西日本エリアの営業部門責任者として当社グループの業容拡大に貢献しております。 このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を新たに取締役候補者として指名いたします。	0株

（注）１．※印は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員（４名）は定款変更の効力が発生した時に任期満了により退任となります。つきましては、第２号議案の承認可決を条件として、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	西川（にしかわ）　秀行（ひでゆき） （昭和30年９月29日）	昭和53年４月　当社入社 平成11年６月　当社経理部長 平成20年６月　当社経営企画部長 平成22年４月　当社執行役員経営企画部長 平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 西川秀行氏は、昭和53年の入社以来、30年の長きにわたり主に経理部業務に従事し、会計分野における豊富な知識、経験を有しているとともに、経営企画部長としてグループ会社の経営チェックの実務経験も有しております。 また、平成24年の当社監査役就任以後、当社各部門およびグループ会社の往査や重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行監査を行っております。 このような理由から、今後も当社の経営チェックに有効であると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。	39,852株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	上村 彰（うえむら あきら） （昭和23年５月18日）	昭和42年４月　東洋工業株式会社 （現　マツダ株式会社）入社 平成９年６月　同社東京本社総務室主幹 平成20年６月　同社退社 平成20年７月　日本ユニシス株式会社入社 製造流通事業部門主席マネージャー 平成24年６月　当社常勤監査役 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 上村彰氏は、平成24年の当社監査役就任以後、当社各部門およびグループ会社の往査や取締役会をはじめとした重要会議において意見を述べるなど適切に取締役の業務執行監査を行っております。 また、他社における豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。	8,600株
3	飯名 隆夫（いいな たかお） （昭和22年10月27日）	昭和45年４月　東急建設株式会社入社 平成14年６月　同社取締役 平成16年６月　同社取締役兼常務執行役員 平成17年６月　同社代表取締役兼専務執行役員 平成22年４月　同社代表取締役兼副社長執行役員 平成24年６月　同社顧問 平成25年６月　同社顧問退任 平成27年６月　当社取締役 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 飯名隆夫氏は、平成27年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議において意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。 また、他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。 社外取締役在任年数：２年（本総会終結時）	2,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	藤田昇三（ふじた しょうぞう） （昭和23年８月１日）	昭和51年４月　検事任官 昭和61年４月　在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官 平成２年４月　東京地方検察庁検事 平成９年４月　法務省刑事局刑事課長 平成10年６月　法務省矯正局総務課長 平成12年６月　東京地方検察庁公安課長 平成13年７月　東京地方検察庁総務部長 平成15年９月　佐賀地方検察庁検事正 平成20年１月　最高検察庁公安部長 平成20年７月　最高検察庁裁判員公判部長 平成22年６月　広島高等検察庁検事長 平成22年12月　名古屋高等検察庁検事長 平成23年８月　定年退官 平成23年９月　東京弁護士会登録 平成24年４月　株式会社整理回収機構取締役 平成24年６月　同社代表取締役社長 平成27年10月　同社代表取締役社長退任 平成27年11月　奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所 平成28年６月　当社監査役（現在に至る） 取締役候補者とした理由： 藤田昇三氏は、平成28年の当社監査役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。 また、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令順守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。	400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	阿部和史（あべかずふみ） （昭和26年４月３日）	昭和49年４月　住友軽金属工業株式会社 （現　株式会社ＵＡＣＪ）入社 平成12年６月　同社購買部長 平成18年４月　同社執行役員購買部長 平成22年４月　同社常務執行役員管理本部副本部長 平成25年６月　同社監査役 平成25年10月　同社常勤監査役 平成27年６月　同社常勤監査役退任 平成28年６月　当社監査役 （現在に至る） 取締役候補者とした理由： 阿部和史氏は、平成28年の当社監査役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。 また、他社における豊富な実務経験および監査役として職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者として指名いたします。	400株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．候補者上村彰、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の各氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、当社定款の定めに基づき、各候補者との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任に関し、社外取締役がその原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額600百万円以内と定めるものです。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額100百万円以内と定めるものです。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は５名となります。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

第７号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年６月27日開催の当社第62期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、その後、2011年６月29日開催の当社第65期定時株主総会および2014年６月26日開催の当社第68期定時株主総会において、それぞれ継続することについてご承認をいただいております「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）につきまして、その有効期間は2017年６月27日開催予定の当社第71期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランの継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き慎重に検討してまいりました。

その結果、会社法施行規則第118条第３号に基づいて定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針が決定されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

また、本プランの継続につきまして、当社監査役４名はいずれも、本プランの基本的運用が適正に行われることを前提として、賛成する旨の意見を述べております。

なお、2017年３月31日現在の当社株式の状況は、別紙４のとおりですが、本日現在、当社株式の大量買付に関する打診や申し入れ等の事実はありません。

記

Ⅰ　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、その一方で対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行するなど、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II　基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年（昭和30年）の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してまいりました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

①　社是

誠実　　誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。
努力　　努力とは創造する行為の持続力である。
奉仕　　奉仕とは自分の行為、行動で相手のお役に立つこと。
　　相手の立場に立った思いやりの心であり、いたわりの精神である。

②　経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にあります。

当社は、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資していただくため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を一層強固なものにし、継続的な企業価値の向上をめざしてまいります。

これらの取り組みは、先述した当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上すべく十分に検討されたものであります。したがいまして、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1．中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2006年度から2015年度において、お客様に「安心」「安全」を提供できる『快適環境のソリューショングループ』をめざすという長期ビジョンを掲げ、３つの中期経営計画から構成される長期経営計画に取り組みました。

2006年度から2008年度までの第一次中期経営計画においては、“メーカー原点への回帰”の基本テーマのもと、あらゆるムダの排除や作業のスピード化を通じた企業コストの削減、商品開発スピードおよび品質の向上を通じた新提案商品および高付加価値商品の提供、お客様の快適環境を実現するための適時的確な提案による売上拡大を３つの柱として、その全てにおいて「品質の向上」「スピードの追求」「コストの削減」を推し進めました。

2009年度から2011年度までの第二次中期経営計画においては、“事業領域の拡大”の基本テーマのもと、「売上の質の拡充と利益の創出」「企業コストの削減」「基盤強化」を基本方針として、積極的な事業投資をすることで企業価値の向上に取り組みました。

これらに続いて、2012年度は「企業力の向上」を基本テーマに、長期経営計画の総仕上げとなる第三次中期経営計画への体制整備を行う期間と捉え、利益率向上へ向けてグループ一丸となった取り組みを行いました。

2013年度から2015年度までの、第三次中期経営計画においては“快適環境のソリューショングループ”の基本テーマのもと、販売力、設計施工力および協業力を強化する「営業力革新」、革新的な「原価低減」および生産基盤の再構築を推し進める「生産力革新」、“エコ”と“防災”をキーワードとした高付加価値商品の開発や既存領域にとらわれない新商品、新事業の企画開発を図る「商品力革新」、新たに２社を加え、17社体制となった当社グループのシナジー最大化を実現する「組織力革新」、そして、これらの革新を推し進めるうえで必須となる人材の育成やさらなるコンプライアンス体制の拡充を図る「経営基盤革新」の５本柱を軸に、長期経営計画達成に取り組みました。

そして2016年度からは、前年度に終了した10年の長期経営計画を継承する５カ年の新中期経営計画をスタートさせております。

新たな中期経営計画においては、『進化する快適環境ソリューショングループ』の経営ビジョンのもと、これまで経営計画を推し進めることで培ってきたグループとしての総合力を駆使してグループ一丸となって事業領域の拡大による企業価値の向上に取り組んでおります。

具体的には、当社グループがこれまで手掛けてきたシャッターやドア等のビル用建材、住宅用建材の製造、販売、施工等を「基幹事業」と位置付け、社員一人ひとりがより高度な専門知識と幅広い見識や経験によって、お客様のより高度な課題を解決するための提案力を身につけたコンサルティング集団を形成し、持続的な進化をめざしてまいります。

一方で、2020年度以降の当社グループの将来を見据え、“エコ”と“防災”をキーワードに多彩なものづくりやソリューションを提供する「エコ・防災事業」をはじめとして、国内での新設市場が縮小傾向にある状況下において、建て替えや取り替え需要を確実に取り込むためにビルのリニューアル

や住宅リフォームを手掛ける「ロングライフ事業」、国内において培ったノウハウを武器に、特にＡＳＥＡＮ市場への積極的な事業展開を推し進める「海外事業」、改正建築基準法の施行に伴い、防火シャッター等の定期点検報告が義務化されたことに対応するための「メンテナンス事業」、当社グループがこれまでに培ってきた技術力を駆使し、大型の建材等の特殊仕様製品に的確に対応する「特殊建材事業」を「注力事業」と位置付け、新たな事業の柱へと成長させるための取り組みを推し進めております。

また、既存事業領域にとらわれない新商品・サービスの開発や新事業の創出、Ｍ＆Ａにも積極的に取り組むことで、当社グループの持続的な成長に向けた体制整備、強化を図ってまいります。

２．コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社では、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化および公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでおります。

経営の体制としては、本総会における定款変更議案が承認可決されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の議決権を保有する５人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図ってまいります。

内部統制システムにつきましては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令遵守、資産の保全を全業務の中で達成する取り組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に必須であると考え、「ＣＳＲ憲章」「ＣＳＲ行動指針」のもと、全役職員による、お客様満足の追求、安全への配慮、環境への配慮、誠実な企業経営、社会への貢献等を通じてステークホルダーからの信頼を一層高めるため、業務担当役員を委員長とするＣＳＲ委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化、環境問題への取り組みとともに、地域社会への取り組み等も推し進めております。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

１．企業価値の向上および株主共同の利益の実現

⑴ 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、永年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、様々なステークホルダーの皆様との良好な関係を継続することが、当社の企業価値を中長期的に向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記２．⑵ ①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

⑵ 本プラン導入の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記⑴のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方

法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、当社の大株主の状況につきましては別添のとおりであり、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続にしたがうことを要請するとともに、かかる手続にしたがわない大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則、新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランにしたがって割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行為を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割り当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

ⅰ．当社の株式[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株式に係る株式保有割合[4]の合計

ⅱ．当社の株式[5]の公開買付者[6]が所有[7]しまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者[8]が所有する当社の株式に係る株式所有割合[9]の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株式の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまた

は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1．金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2．金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

3．金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいいます。以下同じとします。

4．金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

5．金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。以下ⅱにおいて同じとします。

6．金融商品取引法第27条の３第２項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。

7．金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいいます。以下同じとします。

8．金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

9．金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規定に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（http://www.bunka-s.co.jp/）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。かかる追加情報提供の請求は、上記買付け提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

ⅰ．大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

ⅱ．大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株式の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況

ⅲ．大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第

27条の26第１項、同法施行令第14条の８の２第１項、および株式の大量保有状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株式の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

ⅳ．大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

ⅴ．大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

ⅵ．大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

ⅶ．大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針

ⅷ．大量買付行為のために投下した資本の回収方針

ⅸ．その他当社取締役会が合理的に必要とする情報

なお、大量買付行為があった場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、適時かつ適切に株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様に情報開示を行います。

③　当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の定める諸規則にしたがって適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に

代替案を提示することもあります。

大量買付者は、下記⑦に定める場合を除き、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

④　独立委員会の設置

本プランに定めるルールにしたがって一連の手続が進行されたか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、３名以上５名以内とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験ある社外者等の中から選任されるものとします。本プラン継続時における独立委員会の委員には、小林明彦氏および藤田昇三氏、阿部和史氏の合計３名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙１「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会概要は、別紙２「独立委員会規制の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行います。

⑤　対抗設置の発動の手続

当社取締役会が、対抗設置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役である監査等委員を含む当社監査等委員会の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥　対抗措置の発動の条件

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続にしたがわずに大量買付行為を行う場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続にしたがわなかった場合、大量買付行

為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii．大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行う場合

大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行ってまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

(a) 高値買取要求を狙う買収である場合
(b) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
(c) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
(d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収を狙う買収である場合
(e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
(f) 最初の買付けで全株式の買付けの申し込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
(g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

(h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
(i) 前各号のほか、以下のいずれをも満たす買収である場合
ａ．顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
ｂ．当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値および株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収

⑦ 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定にかかる通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または、中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙３「新株予約権の要項」にしたがい本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は１円であり、本新株予約権１個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式１株が交付されます。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもと本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1) 記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては新株予約権の取得の対価または譲受けの対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2020年６月開催予定の2020年３月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得たうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2017年５月11日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨にしたがい、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、2020年３月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3．株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) ②記載の手続により、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個あたり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の文言を含む当社所定の書式による書面をご提出していただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ　本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

本プランは、以下の理由により上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

１．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものです。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

２．企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

３．株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様からのご承認をいただいたうえで、継続するものであり、かかる議案が承認されない場合、本プランは直ちに廃止されるものとします。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ２．⑵ ④に記載のとおり、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ２．⑵ に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ２．⑵ ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．当社取締役の任期は原則１年であること

本総会において監査等委員会設置会社への移行が承認された場合、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は１年となります。したがいまして、毎年の取締役選任議案への賛否を通じても、本プランについて株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

8．デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ２．⑷ に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、監査等委員会設置会社への移行が承認された場合の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は１年であり、あわせて、任期が２年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

（別紙１）

独立委員会委員の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の３氏を予定しております。

小林　明彦

昭和 61年　４月 東京弁護士会登録
昭和 61年　４月 片岡義広法律事務所（現　片岡総合法律事務所）入所
平成　２年　６月 同法律事務所パートナー
平成 14年　４月 経済産業省企業法制研究会委員
平成 15年　４月 法制審議会動産・債権担保法制部会幹事
平成 28年　４月 中央大学法科大学院教授（現任）
平成 28年　４月 神奈川県公金運用委員（現任）

藤田　昇三

昭和 51年　４月 検事任官
昭和 61年　４月 在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官
平成　２年　４月 東京地方検察庁検事
平成　９年　４月 法務省刑事局刑事課長
平成 12年　６月 東京地方検察庁公安課長
平成 15年　９月 佐賀地方検察庁検事正
平成 20年　１月 最高検察庁公安部長
平成 20年　７月 最高検察庁裁判員公判部長
平成 22年　６月 広島高等検察庁検事長
平成 22年 12月 名古屋高等検察庁検事長
平成 23年　８月 定年退官
平成 23年　９月 東京弁護士会登録
平成 24年　４月 株式会社整理回収機構取締役
平成 24年　６月 同社代表取締役社長
平成 27年 10月 同社代表取締役社長退任
平成 27年 11月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業　入所
平成 28年　６月 当社社外監査役（現任）

※藤田昇三氏は、本総会の第２号議案および第４号議案が承認可決された場合は、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。

阿部　和史

昭和 49年　４月 住友軽金属工業株式会社（現　株式会社ＵＡＣＪ）入社
平成 12年　６月 同社購買部長
平成 18年　４月 同社執行役員購買部長

平成 22年 4月 同社常務執行役員管理本部副本部長
平成 25年 6月 同社監査役
平成 25年 10月 同社常勤監査役
平成 27年 6月 同社常勤監査役退任
平成 28年 6月 当社社外監査役（現任）

※阿部和史氏は、本総会の第２号議案および第４号議案が承認可決された場合は、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。

以 上

（別紙２）

独立委員会規則の概要

第１条　独立委員会は、当社取締役会の決議により独立委員会を設置する。独立委員会は取締役会の諮問により、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）に基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第２条　独立委員会の委員は、３名以上５名以内とし、以下の条件を満たした者の中から選定する。選定された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

①　現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役および監査役（社外取締役、社外監査役は除く。以下「役員等」。）となったことがない者

②　現在または過去における当社等の役員等の一定範囲の親族でない者

③　当社等と現に取引のある金融機関において、過去３年間取締役または監査役等となったことがない者

④　当社との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去３年間取締役または監査役等でない者

⑤　当社等との取引先でなく、当社等との間に特別な利害関係のない者

⑥　企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

２　委員の選定および解職は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解職を決議する場合、出席取締役の３分の２以上の賛成によるものとする。

３　委員の任期は、その選定の時から2020年３月期に関する定時株主総会終結の時までとする。

第３条　独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

①　大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

②　買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かの決定ならびに対抗措置の実施または不実施

③　対抗措置の中止

④　①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

⑤　本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項（取締役会が作成した代替案に係る審議を含む。）

⑥　取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第４条　独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第５条　独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第６条　取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第７条　取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役１名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第８条　独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

（別紙３）

新株予約権の要項

１．割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿には記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

２．発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

３．新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

４．新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権１個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は１株とする。

ただし、第５項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

５．新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．新株予約権の払込金額

無償とする。

７．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価格（以下「行使価額」という。）は、１円とする。

８．新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合はその翌銀行営業日を最終日とする。

9．新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めない限り以下に定める意味を有するものとする。

ａ．「特定株式保有者」とは、当社株式の買付けその他の有償の譲受けの結果、

Ⅰ 当社の株式の保有者が保有する当社株式に係る株式保有割合の合計

Ⅱ 当社の株式の当該公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株式に係る株式所有割合の合計いずれかが、20%以上となるものをいう。

ｂ．Ⅰにおいて「株式」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。Ⅱにおいて「株式」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいう。

ｃ．「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされるものを含む。

ｄ．「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいう。

ｅ．「株式保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいう。

ｆ．「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の３第２項に規定する公開買付者をいう。

ｇ．「所有」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいう。

ｈ．「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第１号に掲げるものについては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。

ｉ．「株式所有割合」とは、金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株式を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定にしたがい、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得
① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
② 当社は、第８項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第９項にしたがい新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載して記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第８項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以　上

（別紙４）

Ⅰ　当社株式の状況（2017年３月31日）

１．発行可能株式総数　288,000,000株

２．発行済株式総数　72,196,487株（自己株式478,677株を含む）

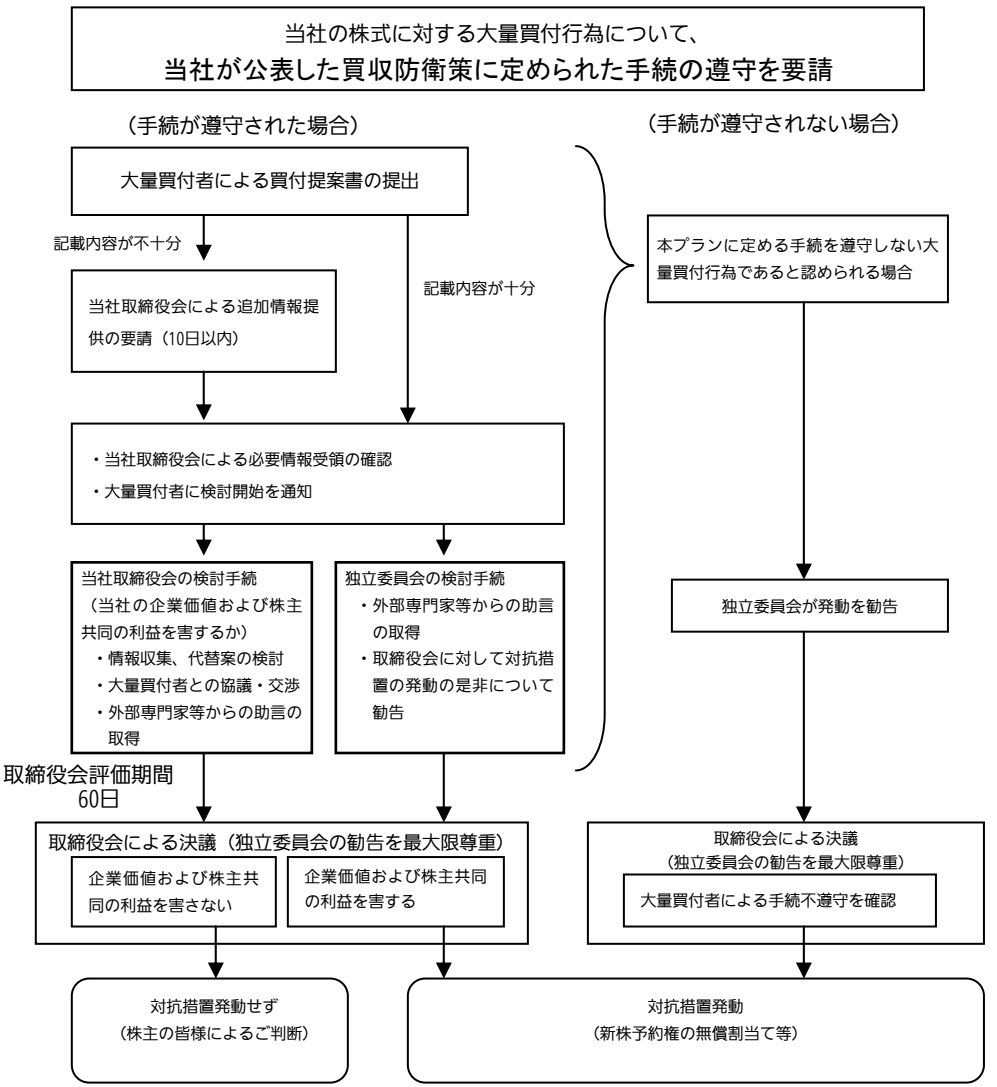
３．株主数　4,422名（自己株式を除く）

４．大株主（上位10名）

株主名	当社への出資の状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
文化シヤッター関連企業持株会	5,306	7.35
第一生命保険株式会社	3,260	4.51
株式会社みずほ銀行	2,934	4.06
文化シヤッター社員持株会	2,829	3.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,524	3.49
新日鐵住金株式会社	2,023	2.80
住友商事株式会社	1,834	2.54
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,776	2.46
株式会社淀川製鋼所	1,669	2.31
東京海上日動火災保険株式会社	1,560	2.16

以　上

Ⅱ　当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）



（注）　本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2016年４月１日から
2017年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、個人消費が低調に推移するなど景気を下押しするリスクはあるものの、政府による経済政策等を背景に総じて緩やかな回復基調で推移し、雇用・所得環境に改善の動きが見られました。一方で世界経済においては、中国や新興国経済の成長鈍化、英国のＥＵ離脱、米国の政権交代による政策動向等、景気の先行きに対する不透明感が高まる状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの売上高は1,458億５千５百万円（前年度比1.9%増）となりました。利益面におきましては、当事業年度よりスタートさせました新中期経営計画のもと、グループ一丸となって利益率の向上やコスト削減に取り組んでおりますが、営業利益につきましては72億８千万円（前年度比27.8%減）、経常利益は84億６千３百万円（前年度比19.6%減）、当期純利益につきましても59億６千７百万円（前年度比6.0%減）となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型物流倉庫および大型商業施設向けの重量シャッター等が堅調に推移いたしましたので、売上高は514億４千５百万円（前年度比1.3%増）となりましたが、営業利益につきましては67億８千８百万円（前年度比10.0%減）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、主に住宅用のエクステリア製品が堅調に推移いたしましたので、売上高は652億７千５百万円（前年度比1.0%増）となりましたが、営業利益につきましては18億２千９百万円（前年度比46.2%減）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応および定期保守メンテナンス契約等が堅調に推移いたしましたので、連結子会社文化シヤッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は177億２千６百万円（前年度比7.7%増）となり、営業利益につきましても19億５千８百万円（前年度比5.2%増）となりました。

【リフォーム事業】

リフォーム事業につきましては、ストック市場への取り組みとして、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用のリフォーム事業に注力しており、連結子会社ＢＸゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は77億９千７百万円（前年度比1.2%増）となりましたが、利益面におきましては１億９千９百万円の損失計上のやむなきに至りました。

【その他事業】
その他事業につきましては、太陽光発電システム等のエネルギー事業において、特に産業用の太陽光発電システム等が低調でしたが、ゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備の止水事業が堅調に推移いたしましたので、売上高は36億１千万円（前年度比1.3%増）となり、営業利益につきましても２億４千９百万円（前年度比4.6%増）となりました。

なお、当社は2016年９月23日開催の取締役会におきまして、建築金物の製造販売を手掛け、建築設計会社を傘下に保有する株式会社ワイエスホールディングス（2017年４月１日付でＢＸカネシン株式会社に商号変更）の全株式を取得することを決議し、10月31日付で同社の全株式を取得いたしました。
今後は、建材分野における領域の拡大、取扱商品の拡充、顧客基盤の強化、収益モデルの多様化、シナジーの創出等により、当社グループのさらなる拡大を図ってまいります。

② 設備投資の状況
当事業年度中の設備投資額は80億９千８百万円で、その主なものは、社内基幹システムの更新ならびに当社および子会社の工場等における建屋、生産設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況
当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化を図るため、2014年10月から2017年10月までの３年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。
また、当社は2016年11月８日開催の取締役会におきまして、今後の成長戦略における設備投資等に備えるため、取引金融機関から総額40億円の借入による資金調達の実行について決議を行い、2016年12月22日付で借入を実行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は2016年９月23日開催の取締役会におきまして、建築金物製造販売会社である株式会社カネシンおよび建築設計会社である東昭エンジニアリング株式会社を傘下に保有する株式会社ワイエスホールディングスの株式を取得し、子会社化することを決議し、2016年10月31日付で同社の全株式を取得いたしました。なお、2017年４月１日付で、同社は株式会社カネシンと合併のうえ、事業承継会社としてＢＸカネシン株式会社に商号を変更しております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2016年度から2020年度までの５ヵ年における新たな中期経営計画を策定し、基本テーマである「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現に向けて、当社グループ一丸となって事業領域の拡大による企業価値の向上に取り組んでおります。

中期経営計画の２年目である2017年度は「成長戦略の構築」の基本方針のもと、社員一人ひとりが着実にＰＤＣＡを回すことで、生産性、効率性の向上に取り組むとともに以下の施策を実行し、将来に向けた成長戦略を実行してまいります。

【「基幹事業」の強化、拡充】

東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や大都市圏の再開発プロジェクト、インターネット通販の市場拡大に伴う大型物流倉庫等、非住宅分野における大型案件の旺盛な建設需要を背景に、当社グループの主力事業である重量シャッターや軽量シャッター等の「シャッター関連製品事業」およびスチールドア、引き戸、パーティション等の「建材関連製品事業」を「基幹事業」と位置付け、お客様の要望や用途に応じて的確な提案を行うコンサルティングセールスを実践し、当社グループ製品の複合販売を積極的に推し進めてまいります。また、インターネットとの連携による商品・サービスの提供やインターネット販売への参入による新たな販売チャネルの開拓など、将来を見据えた取り組みも開始しております。

【「注力事業」の体制強化】

一方で、今後の当社グループの発展を担う事業を「注力事業」と位置付け、“エコ”と“防災”をキーワードに多彩なものづくりやソリューションを提供する「エコ・防災事業」をはじめとして、お客様に末永く安心して商品をお使いいただく「ライフロング・パートナーシップ」のコンセプトのもと、住宅リフォームやビルのリニューアルを手掛ける「ロングライフ事業」、防火設備の定期検査・報告制度の本格運用（改正建築基準法：2016年６月施行）に伴い、防火シャッター・防火ドア等、防火設備の定期点検が義務化されたことに対応する「メンテナンス事業」、ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）市場をターゲットとした「海外事業」および当社グループが保有する技術力やノウハウにより特殊仕様のニーズに的確に対応する「特殊建材事業」の５つの事業分野において、さらなる強化、拡充を図ってまいります。

また、既存事業領域にとらわれない新事業の創出、Ｍ＆Ａ（企業の合併、買収）等にも積極的に取り組み、当社グループの将来を見据え、永続的に成長できる体制強化を推し進めてまいります。

【「ことづくり」の発想に基づくソリューションの提供】

お客様の視点と生活感覚に適した商品やサービスを提供する「ライフ・イン」のコンセプトのもと、お客様の要望にきめ細かく対応できる提案型商品を拡充しており、これまでの「ものづくり」の発想をさらに進化させ、お客様視点で高い付加価値を追求する「ことづくり」の発想のもと、既存商品の改良・改善や新商品の企画開発を図り、様々な社会的課題の解決に向けて、お客様に最適なソリューションの提案、提供を実行してまいります。

商品展開といたしましては、ＨＥＭＳ（家庭用エネルギー管理システム）と連動し、スマートフォンでの操作が可能な電動窓シャッター「マドマスター・スマートタイプ」や、さらなる改良を加え、用途・機能毎に商品体系を刷新した高速シートシャッター「エア・キーパー大間迅」、意匠

性が高く“こだわりのオフィス空間”の演出が可能なパネル式移動間仕切「プレウォール　フィット」、深刻化するゲリラ豪雨による浸水被害に対応する簡易型止水シート「止めピタ」や止水板「ラクセット」、止水ドア「アクアード」など、絶えず変化する市場ニーズに対応するため、商品ラインアップの拡充を図ってまいります。

【海外事業の強化、拡充】

海外事業につきましては、BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.（ベトナム社会主義共和国）において、生産から販売、施工、アフターメンテナンスに至る製品の供給体制の強化、拡充を推し進めるとともに、2016年２月に資本・業務提携を開始したEurowindow Joint Stock Company（ユーロウインドウ社：ベトナム社会主義共和国）との緊密な連携によって、取扱商品の拡充、顧客基盤の強化、収益モデルの強化等によるシナジーの創出を図ることで、ＡＳＥＡＮ諸国への製品供給体制を整備してまいります。

今後は、このベトナムに加えて、当社のインドネシア駐在事務所やBX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.（中華民国）を起点として、アジアを内需と捉えて、これまでに培った技術力や専門知識を駆使し、積極的なコンサルティングセールスを実践してまいります。

【人材育成の強化】

当社グループでは、企業が成長しその基盤を強固なものとするためには、人材育成による人財力の強化が必須であると認識しております。

お客様の視点に立って、高い付加価値を追求する「ことづくり」をさらに推し進めて行くためにも、商品開発はもとより製造や販売、アフターメンテナンスなど全ての事業分野において、教育、研修に注力するとともに、従来から実施している「マイスター制度」に基づく技術の伝承や新たに創設した起業家精神を醸成するための「ＢＸベンチャー制度」、海外子会社との海外派遣制度など、社員自らが事業環境の変化に対応し、自発的に成長できる職場環境の整備を推し進めてまいります。

【経営基盤の強化】

当社グループの事業活動の原点である社是（「誠実」「努力」「奉仕」）をはじめとして、経営理念やＣＳＲ憲章など、当社グループメンバーが順守すべきルールを常に確認し、事業活動を推し進めること、また、全ての関係法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、すなわち事業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を構築することであると認識しております。

そのために、役員、社員全員が法令順守のさらなる徹底を目指し、コンプライアンス教育や研修を実施するとともに、良き企業市民として地域との連携を強化し、社会貢献活動や環境配慮活動等の実施による「社会との共生」を積極的に推し進めてまいります。

また、社員一人ひとりがＰＤＣＡを着実に回し、業務の改善、改革や組織力の強化による“働き方の革新”を実現することで、経営基盤のさらなる強化を図ってまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第 68 期 2013年度	第 69 期 2014年度	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度 (当事業年度)
売上高	百万円 126,614	百万円 128,650	百万円 143,180	百万円 145,855
経常利益	百万円 10,543	百万円 10,045	百万円 10,524	百万円 8,463
当期純利益	百万円 7,957	百万円 6,492	百万円 6,349	百万円 5,967
1株当たり当期純利益	円 113.25	円 90.55	円 88.56	円 83.24
総資産	百万円 109,780	百万円 118,056	百万円 130,098	百万円 139,660
純資産	百万円 50,506	百万円 57,328	百万円 60,721	百万円 66,929
1株当たり純資産額	円 704.38	円 799.62	円 846.95	円 933.54

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第 68 期 2013年度	第 69 期 2014年度	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度 (当事業年度)
売上高	百万円 100,688	百万円 105,925	百万円 111,863	百万円 112,930
経常利益	百万円 7,314	百万円 8,486	百万円 8,415	百万円 6,474
当期純利益	百万円 5,949	百万円 5,537	百万円 5,433	百万円 5,133
1株当たり当期純利益	円 84.65	円 77.21	円 75.76	円 71.58
総資産	百万円 90,566	百万円 97,143	百万円 106,391	百万円 112,444
純資産	百万円 41,657	百万円 46,641	百万円 50,832	百万円 55,402
1株当たり純資産額	円 580.77	円 650.34	円 708.79	円 772.51

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ＢＸ新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シヤッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
ＢＸゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸテンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(5) 主要な事業内容（2017年３月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材およびビル用建材の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2017年３月31日現在）

① 当社の営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	北海道	ステンレス部	東京都
東北支店	宮城県	パーティション部	東京都
住建北部支店	栃木県	シャッター特需部	東京都
関越支店	群馬県	エネルギー事業部	東京都
住建コールセンター室	埼玉県	止水事業部	東京都
東関東支店	千葉県	特殊建材事業部	東京都
首都圏支店	東京都	メンテ・リニューアル事業部	東京都
東日本施工統括部	東京都	中部支店	愛知県
首都圏ビル建材支店	東京都	住建中部支店	愛知県
リニューアル支店	東京都	関西支店	大阪府
ビル建材施工統括部	東京都	住建特需支店	大阪府
住建東部支店	東京都	住建西部支店	大阪府
住建施工管理部	東京都	中四国支店	広島県
マンションドア部	東京都	九州支店	福岡県
福祉住環境部	東京都		

② 当社の工場

名称	所在地	名称	所在地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③　子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地	主な事業内容
文化シヤッターサービス株式会社	埼　玉　県	各種シャッター等の修理点検
ＢＸ新生精機株式会社	兵　庫　県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
ＢＸテンパル株式会社	東　京　都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
ＢＸ文化工芸株式会社	埼　玉　県	備え付け家具、インテリア、関連什器の製造、販売
ＢＸあいわ株式会社	東　京　都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
ＢＸ沖縄文化シヤッター株式会社	沖　縄　県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
ＢＸケンセイ株式会社	大　分　県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
ＢＸ文化パネル株式会社	大　阪　府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
ＢＸティアール株式会社	埼　玉　県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
ＢＸゆとりフォーム株式会社	東　京　都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸ紅雲株式会社	愛　知　県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
ＢＸ鐵矢株式会社	千　葉　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ東北鐵矢株式会社	山　形　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ朝日建材株式会社	徳　島　県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
ＢＸ西山鉄網株式会社	東　京　都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
株式会社ワイエスホールディングス	東　京　都	株式会社カネシンおよび東昭エンジニアリング株式会社の株式を保有する持株会社
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.	中　華　民　国	各種シャッター製品の販売、メンテナンス

（注）１．当社は2016年９月23日開催の取締役会におきまして、株式会社カネシンおよび東昭エンジニアリング株式会社を100%子会社として保有する株式会社ワイエスホールディングスの株式取得について決議し、10月31日付で株式を取得いたしました。
２．2017年４月１日付で株式会社ワイエスホールディングスと株式会社カネシンを合併し、ＢＸカネシン株式会社に商号変更を行っております。

(7) 使 用 人 の 状 況（2017年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
4,012名	207名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,916名	37名増	43.4歳	17.3年

（注）１．従業員数には、パートおよび嘱託社員等（664名）は含まれておりません。
２．従業員数には、関係会社等への出向者（56名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2017年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,431
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,021
三井住友信託銀行株式会社	1,443

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況 (2017年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　288,000,000株
② 発行済株式の総数　72,196,487株
（自己株式478,677株を含む）
③ 単 元 株 式 数　100株
④ 株 主 数　4,423名
⑤ 大 株 主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
文化シヤッター関連企業持株会	5,306,577	7.39
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.54
株式会社みずほ銀行	2,934,873	4.09
文化シヤッター社員持株会	2,829,577	3.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,524,700	3.52
新日鐵住金株式会社	2,023,750	2.82
住友商事株式会社	1,834,200	2.55
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,776,300	2.47
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,901	2.17

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2017年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	茂木哲哉	
代表取締役社長	潮崎敏彦	執行役員社長
取締役	藤山暁	常務執行役員　営業担当
取締役	矢吹義夫	常務執行役員　製造、設計、工務担当
取締役	久代篤	常務執行役員　東日本事業本部長 兼営業開発部長
取締役	岩部金吾	相談役
取締役	嶋村悦典	上席執行役員　新事業、新商品担当
取締役	小倉博之	上席執行役員　ビル建材事業本部長
取締役	大島亨	上席執行役員　住宅建材事業本部長
取締役	清成忠男	
取締役	飯名隆夫	
常勤監査役	西川秀行	
常勤監査役	上村彰	
監査役	藤田昇三	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社 社外取締役　監査等委員
監査役	阿部和史	

（注）１．取締役清成忠男、飯名隆夫の２氏は社外取締役であります。
２．監査役上村彰、藤田昇三、阿部和史の３氏は社外監査役であります。
３．当社は、取締役清成忠男、飯名隆夫の両氏および監査役上村彰、藤田昇三、阿部和史の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年　月　日	地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況等
2017年４月１日	取　締　役	大　島　　亨	上席執行役員 東日本事業本部長 兼営業開発部長
	取　締　役	久　代　　篤	

【参考】

2017年４月１日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	藤　田　義　徳	西日本事業本部長兼営業開発部長
常務執行役員	谷　　久　夫	ドア・パーティション事業本部長
常務執行役員	神　田　潤一郎	海外事業部長 兼 BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd. 会長 兼 BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd. 董事長
常務執行役員	佐久間　博　志	営業推進部長
常務執行役員	市　川　治　彦	業務担当
常務執行役員	小　林　政　廣	東北支店長
常務執行役員	中　島　省　吾	関西支店長兼特販営業部長
常務執行役員	大　澤　愼　一	新事業・特需事業本部長
執 行 役 員	岡　本　一　也	情報システム部長
執 行 役 員	伊　藤　和　夫	施工企画部長
執 行 役 員	松　山　成　強	ＣＳＲ統括部長
執 行 役 員	角　沢　正　行	品質保証部長
執 行 役 員	石　倉　則　夫	商品開発部長兼開発三部長
執 行 役 員	山　﨑　浩　樹	営業企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年６月29日開催の第60期定時株主総会において、定款を変更し、下記のとおり、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	11名 （ 2）	408百万円 （ 14）
監査役 （うち社外監査役）	6名 （ 5）	49百万円 （ 29）
合計	17名	457百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2013年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2013年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額72百万円以内と承認いただいております。

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

監査役藤田昇三氏はアセットマネジメントＯｎｅ株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社エコスの社外取締役であります。

イ．社外役員の事業年度中の取締役会および監査役会での活動状況

ａ．当事業年度開催の取締役会および監査役会への出席状況

区　　分	取締役会（11回開催）		監査役会（10回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率	出　席　回　数	出　席　率
取締役　清成忠男	9回	81.8%	－	－
取締役　飯名隆夫	11回	100.0%	－	－
監査役　上村　彰	11回	100.0%	10回	100.0%
監査役　藤田昇三	10回	90.9%	8回	80.0%
監査役　阿部和史	10回	90.9%	8回	80.0%

（注）　監査役藤田昇三および阿部和史の両氏につきましては、2016年６月開催の当社第70期定時株主総会において選任され就任しておりますので、その就任前に取締役会が１回、監査役会が２回、それぞれ開催されております。

ｂ．取締役会および監査役会における発言状況

・取締役清成忠男氏は、主に教育者として、かつ経営学に精通する専門家としての幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・取締役飯名隆夫氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役上村彰氏は、他社における豊富な実務経験に基づいて意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役藤田昇三氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
・監査役阿部和史氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　東陽監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
ア．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
イ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア．の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当社都合による場合および当社の「監査役会規定」に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、当社監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ．当社の監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査を行う。

ウ．当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査役等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ．当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ．問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。

カ．「文化シヤッターグループＣＳＲ行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ．今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところにしたがい適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところにしたがい内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。

イ．製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定

に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、ＣＳＲ担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査役の補助体制をとることとする。

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

⑧　当社グループの取締役および従業員が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

ア．取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。

また、法令および「取締役会規定」等の定めにしたがい、監査役は取締役会および重要な会議

に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
イ．従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。
ウ．「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査役会に報告するものとする。
エ．当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア．監査役は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。
イ．監査役は、代表取締役および取締役と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。
ウ．監査役は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。
エ．監査役が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について
当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
①　コンプライアンスに関する取り組みの状況
「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」、「ＣＳＲ行動規範」、「ＣＳＲ行動指針」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。
また、定期的に全役職員を対象に主に当社の事業活動に関連する諸法令についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取り組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を11回開催し、社外取締役および社外監査役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するとともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「電子情報管理規定」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を新たに制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④ グループガバナンス体制構築に関する取り組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の常勤監査役および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組みの状況

当社の監査役会は社外監査役３名を含む４名で構成されており、当事業年度においては監査役会を10回、代表取締役とのミーティングを３回開催し、全ての監査役が出席しております。

また、常勤監査役は取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

（注） 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	81,542	流動負債	46,975
現金及び預金	22,491	支払手形及び買掛金	29,844
受取手形及び売掛金	42,145	短期借入金	3,200
商品及び製品	9,135	リース債務	470
仕掛品	846	未払法人税等	1,168
原材料及び貯蔵品	3,047	未払費用	5,011
繰延税金資産	1,204	賞与引当金	3,094
その他の流動資産	2,760	役員賞与引当金	120
貸倒引当金	△88	工事損失引当金	38
固定資産	58,118	その他の流動負債	4,026
有形固定資産	28,386	固定負債	25,755
建物及び構築物	10,778	長期借入金	5,550
機械装置及び運搬具	3,991	リース債務	686
土地	11,540	役員退職慰労引当金	593
リース資産	983	退職給付に係る負債	18,233
その他の有形固定資産	1,091	受入保証金	543
無形固定資産	5,676	資産除去債務	52
のれん	2,375	その他の固定負債	96
その他の無形固定資産	3,301	負債合計	72,731
投資その他の資産	24,055	純資産の部	
投資有価証券	15,723	株主資本	62,678
退職給付に係る資産	1,792	資本金	15,051
繰延税金資産	4,145	資本剰余金	12,298
その他の投資その他の資産	2,786	利益剰余金	35,484
貸倒引当金	△327	自己株式	△155
投資損失引当金	△63	その他の包括利益累計額	4,250
		その他有価証券評価差額金	4,048
		土地再評価差額金	△79
		為替換算調整勘定	108
		退職給付に係る調整累計額	174
		純資産合計	66,929
資産合計	139,660	負債・純資産合計	139,660

連結損益計算書

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		145,855
売上原価		107,708
売上総利益		38,146
販売費及び一般管理費		30,866
営業利益		7,280
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	220	
貸倒引当金戻入額	6	
持分法による投資利益	1,001	
その他の営業外収益	242	1,484
営業外費用		
支払利息	53	
投資損失引当金繰入額	63	
その他の営業外費用	184	300
経常利益		8,463
特別利益		298
特別損失		27
税金等調整前当期純利益		8,734
法人税、住民税及び事業税	2,925	
法人税等調整額	△158	2,767
当期純利益		5,967
親会社株主に帰属する当期純利益		5,967

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	59,107	流動負債	37,741
現金及び預金	10,020	支払手形	7,008
受取手形	10,656	電子記録債務	11,320
電子記録債権	3,992	買掛金	6,478
売掛金	20,663	短期借入金	3,000
商品及び製品	7,995	リース債務	386
仕掛品	371	未払金	372
原材料及び貯蔵品	1,740	未払法人税等	321
前渡金	1,554	未払消費税等	387
前払費用	321	未払費用	4,156
未収入金	591	前受金	1,512
短期貸付金	347	預り金	175
立替金	161	賞与引当金	1,896
繰延税金資産	728	役員賞与引当金	100
その他の流動資産	17	工事損失引当金	36
貸倒引当金	△56	設備関係支払手形	590
固定資産	53,337	固定負債	19,300
有形固定資産	19,239	長期借入金	4,750
建物	6,768	リース債務	545
構築物	466	退職給付引当金	13,056
機械及び装置	2,413	役員退職慰労引当金	385
車両運搬具	46	受入保証金	513
工具、器具及び備品	483	長期前受収益	2
土地	7,865	資産除去債務	46
リース資産	802	負債合計	57,042
建設仮勘定	393	純資産の部	
無形固定資産	2,975	株主資本	51,577
ソフトウェア	220	資本金	15,051
借地権	100	資本剰余金	12,302
電話加入権	131	資本準備金	9,151
リース資産	47	その他資本剰余金	3,151
その他の無形固定資産	2,475	利益剰余金	24,373
投資その他の資産	31,123	その他利益剰余金	24,373
投資有価証券	8,836	土地圧縮積立金	31
関係会社株式	15,372	別途積立金	19,000
出資金	18	繰越利益剰余金	5,341
長期貸付金	2,274	自己株式	△150
破産更生債権等	179	評価・換算差額等	3,825
長期前払費用	36	その他有価証券評価差額金	3,825
差入保証金	31	純資産合計	55,402
事業保険積立金	697		
敷金	613		
繰延税金資産	3,013		
前払年金費用	284		
その他の投資等	307		
貸倒引当金	△365		
投資損失引当金	△178		
資産合計	112,444	負債・純資産合計	112,444

損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		112,930
売上原価		86,680
売上総利益		26,250
販売費及び一般管理費		21,152
営業利益		5,097
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	1,412	
その他の営業外収益	218	1,666
営業外費用		
支払利息	42	
貸倒引当金繰入額	42	
投資損失引当金繰入額	57	
その他の営業外費用	146	289
経常利益		6,474
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	294	297
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	19	19
税引前当期純利益		6,752
法人税、住民税及び事業税	1,652	
法人税等調整額	△33	1,618
当期純利益		5,133

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　野　口　准　史　㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　恩　田　正　博　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

文化シヤッター株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野口　准史　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北山　千里　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　恩田　正博　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、事業及び財産の状況・問題点を視察、調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は独占禁止法違反の疑いで、平成22年６月９日、公正取引委員会から「排除措置命令および課徴金納付命令」を受けました。これに対し、平成22年８月に公正取引委員会に審判請求を、東京高等裁判所に執行免除の申し立て手続きを行い、平成22年12月に執行免除決定がなされ、審判、裁判の結果が確定するまでの排除措置命令に従った行動は、猶予されることが確定いたしております。

監査役会は、当社取締役会の対応と今後の推移を注視するとともに、当社取締役がコンプライアンス法令遵守体制の構築に向け、より一層努力されることを要請しております。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

文化シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役	西　川　秀　行	㊞
常勤監査役（社外監査役・独立役員）	上　村　　彰	㊞
監　査　役（社外監査役・独立役員）	藤　田　昇　三	㊞
監　査　役（社外監査役・独立役員）	阿　部　和　史	㊞

以　上

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年の３月31日まで
定時株主総会	６月下旬
基準日	３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	 ３月31日 ９月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL http://www.bunka-s.co.jp/） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒１６８－００６３ 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　０１２０－７８２－０３１（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】
株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【未払配当金の支払いについて】
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【配当金計算書について】
配当金お支払いの際に送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用頂くことができます。
ただし、株式数比例配分方式をご選択頂いている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。
なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させて頂いております。確定申告をなされる株主様は大切に保管下さい。

■トピックス

ＢＸカネシン株式会社／ＢＸ ＴＯＳＨＯ株式会社

ＢＸカネシン株式会社は、2016年10月にＢＸグループに加わった株式会社ワイエスホールディングスと株式会社カネシンが2017年４月に合併して設立されました。木造住宅用の接合補強金物や制震装置、換気金物等を製造販売しています。本社にある開発試験センターには最新の設備を導入し、学校やグループホームなどの中・大規模木造建築物や、新しい木造建築材料として成長が期待されるCLT※に対応した接合金物の開発にも力を入れており、常に時代のニーズに応えるものづくりを行っています。また、全国５箇所に物流拠点となるデリバリーセンターをかまえ、最新鋭物流システム「ARROWS」による地域密着型邸別配送を実現しています。さらに、構造設計を行うグループ会社のＢＸ ＴＯＳＨＯ株式会社は木造の構造設計を強みとしており、安心・安全の家づくりに貢献しています。

※CLT(Cross Laminated Timber)日本農林規格(JAS)より、直交集成板の名称として制定、2014年１月19日施行
板の繊維方向が並行方向に貼り合わせる集成材に対して、繊維方向が直交するように貼り合わせた厚型パネルをCLTと呼びます。直交積層のため高い寸法安定性が得られる他、優れた断熱性、高い耐震性を確保することができる等の特性があります。

ＢＸカネシン株式会社

所在地	東京都葛飾区奥戸4-19-12
代表者	代表取締役　二村　一久
資本金	1,000万円
従業員数	82名
販売拠点	本社、大阪支店、仙台営業所、新潟営業所、福岡営業所

ＢＸ ＴＯＳＨＯ株式会社

所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜3-20-8 BENEX　S-3ビル2階
代表者	代表取締役　二村　一久
資本金	1,500万円
従業員数	19名



●簡単施工・低コストを実現した金物工法「プレセッターSU」

日本の木造住宅の多くは在来軸組工法で建てられており、その在来軸組工法の仕口を金物に置き換えたものが金物工法です。近年は、建築現場の職人不足や高齢化が業界の課題となっていますが、梁をかけてドリフトピンで接合するだけの「プレセッターSU」であれば、簡単かつスピーディな現場作業が行えます。また、小型化・軽量化することで低コスト化も実現しています。



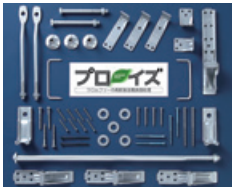
●地震エネルギー制震システム「V-RECS〈SG〉」

地震の多いわが国で安心・安全な生活を実現するには、何よりも地震に強い家づくりが基本です。「V-RECS〈SG〉」は、地震による建物の揺れを軽減する制震装置です。〈耐震＋制震〉構造にすることで、建物の倒壊を防ぐだけでなく、壁などの損傷も抑えることができ、繰り返しの余震にも効果を発揮します。設置には特殊な加工や工具が必要なく、取り付け作業は簡単ですので、施工者にもうれしい製品です。



●環境に配慮した表面処理技術「プロイズ」

「プロイズ」は、有害物質とされる六価クロムを含まないため環境にやさしく、錆にも強いクロムフリー高耐食金属表面処理技術です。錆の原因となる物質を化学的に除去し、各層の密着性を高めることで耐食性を向上させました。また、木酸や薬品に強く、他の金属との接触による腐食を抑制します。塩害を受けやすい地域や環境配慮に取り組まれているお客様などに大変喜ばれています。



第71期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シヤッター株式会社　東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

A 都営地下鉄三田線
春日駅（A5/A6出口）より 徒歩 3 分

B 都営地下鉄大江戸線
春日駅（A6出口）より 徒歩 3 分

C 東京メトロ南北線
後楽園駅（8番出口）より 徒歩 7 分

D 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅（4b出口）より 徒歩12分

E ＪＲ総武線
水道橋駅（お茶の水寄り出口）より
徒歩15分

F 文京区コミュニティバス
文化シヤッター前下車 徒歩 0 分



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。